

指定障害福祉サービス事業者等の 指導・監査結果について

県北広域振興局保健福祉環境部
二戸保健福祉環境センター福祉課

- 1 指導監査の実施方針
- 2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果
(令和 6 年度実績)
- 3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果
(令和 7 年度実績)
- 4 終わりに

1 指導監査の実施方針

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果 (令和6年度実績)

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果 (令和7年度実績)

4 終わりに

1 指導監査の実施方針

① 実施の根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第11条第2項

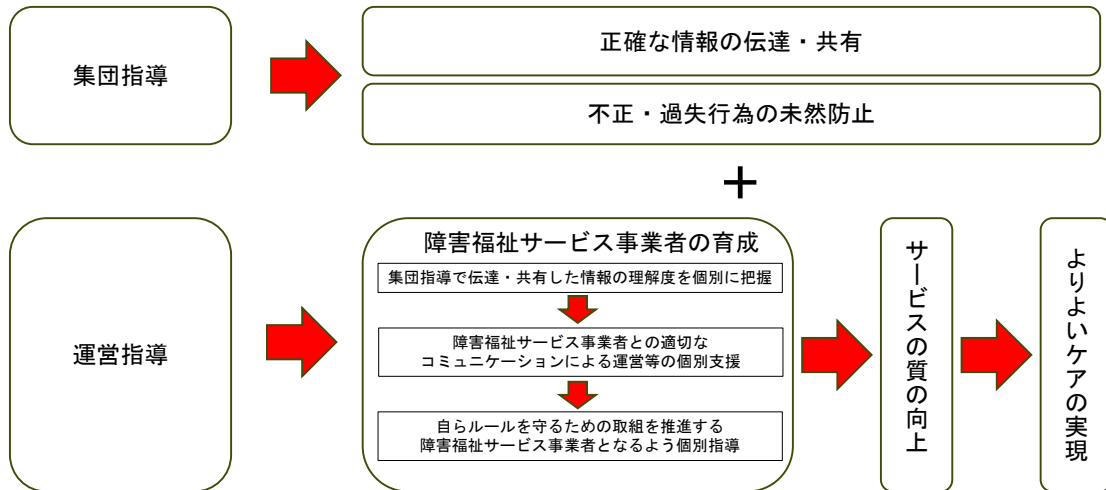
主務大臣又は都道府県知事は、自立支援給付費に関して必要があると認められるときは、自立支援給付費対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付費対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付費サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

児童福祉法 第21条の5の22

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

1 指導監査の実施方針

② 目的

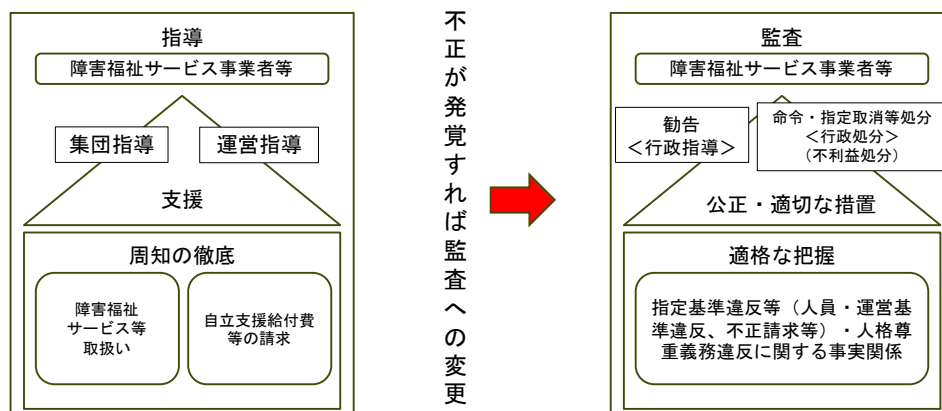


4

1 指導監査の実施方針

② 目的

障害福祉サービスの健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施



5

1 指導監査の実施方針

③ 評価項目

評価	内容
(文書指導相当) 是正の上、 改善報告を求める事項	① 社会福祉法を始め各種法令等に違反・抵触している場合 ② 条例（省令）等の基準及び通知等に違反・抵触している場合 ③ 定款その他規則等に重大な違反・不備がある場合 ④ 利用者保護の観点から遵守すべき手続きを実施していない場合 ⑤ 利用者支援に対して人権侵害等不適切な処遇が行われていた場合 ⑥ 防災体制・衛生管理体制が不適切であり、利用者の安全の確保に問題が生ずる恐れがある場合 ⑦ 経理処理の誤りなどで、金銭上の是正措置が必要な場合 ⑧ 報酬告示及び留意事項通知等に抵触し、不適切な報酬請求が行われている場合 ⑨ 過去の指導等で継続的に指導してきたにもかかわらず、改善が見られない場合 ⑩ その他適正な運営に重大な影響を及ぼす恐れがある場合

6

1 指導監査の実施方針

③ 評価項目

評価	内容
(口頭指導相当) 是正又は 改善を指導する事項	① 各種法令、条例（省令）等の基準、各種通知等に抵触しているものの、直ちに改善が見込まれ、現に運営上重大な支障を来していない場合 ② 条例（省令）等の基準条努力規定であるものの、運営上実施することが適切であると思料される事項を利用していない場合 ③ その他不備・不適正が比較的軽微であり、自主的な是正措置が見込まれる場合
(助言相当) 適正な運営を図るための 助言	① 上記を除く軽微な事項 ② 今後運営上改善が望ましい事項

7

- 1 指導監査の実施方針
- 2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果
(令和6年度実績)
- 3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果
(令和7年度実績)
- 4 終わりに

8

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

① 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等に係る運営指導件数

＜指定障害福祉サービス事業所等運営指導件数＞

	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	障害者 支援施設	自立訓練
事業所数	123	107	22	16	4	121	84	40	15
実施数	29	21	8	3	1	34	21	20	2
実施率	24%	20%	36%	19%	25%	28%	25%	50%	13%

	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労定着 支援	自立生活 援助	共同生活 援助	地域移行 支援	地域定着 支援	合計
事業所数	13	32	153	8	10	102	48	48	946
実施数	3	11	59	3	3	21	11	11	261
実施率	23%	34%	39%	38%	30%	21%	23%	23%	28%

9

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

① 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等に係る運営指導件数

<指定障害児入所施設等運営指導件数>

	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	合計
事業所数	57	102	1	23	4	3	190
実施数	12	22	0	4	3	0	41
実施率	21%	22%	0%	17%	75%	0%	22%

10

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

② 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等に係る指摘事項

指摘の内容	割合
① 各種加算・減算	21.4%
② 内容及び手続きの説明及び同意	14.7%
③ 業務継続計画の策定等	8.1%
④ 運営規程	6.4%
⑤ 計画（台帳）の作成（書類の交付	6.0%
⑥ 変更の届出等	3.9%
⑦ 記録の整備	3.1%
⑧ サービス提供（児童発達支援管理）責任者の責務	2.5%
⑨ 身体拘束等の禁止	2.3%
⑩ サービス提供の記録	2.1%

11

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

③ 指摘事例

各種加算（21.4%）

- ① 情報公表対象サービス等情報に係る報告が行われておらず、減算の対象となることから、令和6年●月から●月までの間にサービス提供を行った月について、全利用者について減算し、給付費の返還手続きを行うこと。
- ② 福祉専門職員配置等加算について、同加算（Ⅲ）を算定しているが、職員採用により人員配置に変動が生じ、算定要件を満たしていない月があることから、報酬算定要件等を確認し、適正な運営に努めるとともに、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの間について自主点検の上、算定要件を満たしていないことが確認された場合は返還手続きを行うこと。

12

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

③ 指摘事例

内容及び手続きの説明及び同意（14.7%）

- ① 重要事項説明書等に必要な事項（事故発生時の対応や第三者評価の実施状況等）が記載されていない（又は現状と整合していない。）ことから、是正すること。
- ② 重要事項説明書及び契約書について、事業所の概要及びサービス利用料金等に変更が生じた際、書面により同意を得ていないことから整理すること。

13

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

③ 指摘事例

業務継続計画の策定等（8.1%）

今年度中に業務継続計画を策定し、従業者に対し周知するとともに、毎年度（今年度を含む。）必要な研修及び訓練を実施すること。

14

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

③ 指摘事例

計画（台帳）の作成（書類の交付）（6.0%）

- ① 居宅介護計画を作成、変更した際に、相談支援事業所に対し交付を行っていない。（居宅介護）
- ② 個別支援計画の変更について、計画の変更に係るモニタリング、会議の実施等の記録が確認できなかったことから、サービス管理責任者は、モニタリングの実施、会議の開催、利用者及び家族へ説明など必要な手続きを行うとともに、その記録を整備すること。また、個別支援計画を変更した場合は、計画の原案の内容を利用者及び家族に対して説明し、文書で同意を得るとともに、利用者及び相談支援事業者等に交付すること。（就労継続支援B型）

15

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

③ 指摘事例

変更の届出等（3.9％）

- ① サービス管理責任者が変更になっているが変更届が提出されていない。
- ② 法令遵守責任者について、業務管理体制に係る変更の届出がなされていない。

16

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

③ 指摘事例

記録の整備（3.1％）

- ① 利用者支援に係るケア会議の記録が整備されていない。
- ② 勤務状況について確認できる書類（出勤簿等）が整備されていない。

17

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

③ 指摘事例

サービス提供（児童発達支援管理責任者）責任者の責務（2.5%）

居宅介護計画の作成について、サービス提供責任者以外の者が行っているが、基準では当該計画の作成に関する業務はサービス提供責任者が担当することとされていることから、その役割や責務、業務の内容を確認のうえ、サービス提供責任者が当該計画の作成者である旨を計画等に明示すること（居宅介護）

18

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

③ 指摘事例

身体拘束等の禁止（2.3%）

身体拘束等の適正化を図るための以下の取組が行われていないことから、必要な措置を講じること。

- ・ 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会が設置されていないことから、これを設置するとともに、同委員会を開催し、その結果を従業者に周知徹底すること。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていないことから、これを整備すること。
- ・ 従業者に対する身体拘束の適正化のための研修が実施されていないことから、これを実施すること。

19

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

③ 指摘事例

サービス提供の記録（2.1%）

サービス提供の記録について、内容及びその他必要な事項の記録を整備すること。

20

- 1 指導監査の実施方針
- 2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果
（令和6年度実績）
- 3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果
（令和7年度実績）
- 4 終わりに

21

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

① 令和7年度管内指定障害福祉サービス事業者等に係る運営指導件数

<指定障害福祉サービス事業所等運営指導件数>

	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	障害者 支援施設	自立訓練
事業所数	9	6	1	1	0	10	10	7	0
実施数	2	1	0	0	0	9	7	4	0
実施率	22%	17%	0%	0%	0%	90%	70%	57%	0%

	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労定着 支援	自立生活 援助	共同生活 援助	地域移行 支援	地域定着 支援	合計
事業所数	0	1	15	1	3	10	0	0	74
実施数	0	0	10	1	1	4	0	0	39
実施率	0%	0%	67%	100%	33%	40%	0%	0%	53%

22

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

① 令和7年度管内指定障害福祉サービス事業者等に係る運営指導件数

<指定障害児入所施設等運営指導件数>

	児童発達支 援	放課後等デ イサービス	居宅訪問型 児童発達支 援	保育所等訪 問支援	福祉型障害 児入所施設	医療型障害 児入所施設	合計
事業所数	3	7	0	5	1	0	16
実施数	2	2	0	3	1	0	8
実施率	67%	29%	0%	60%	100%	0%	50%

23

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

② 指摘事例

内容及び手続きの説明及び同意（重要事項説明書）

- ・ 重要事項説明書の変更に際して、利用者の同意を得ていることが確認できなかったため、適切に手続きを行い、記録を残すこと。
- ・ 重要事項説明書における以下の不備について改めること。

〔 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応
苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況 等
利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

24

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

② 指摘事例

掲示

- ・ 掲示されている運営規程（及び重要事項説明書）について、最新のものでないものが掲示されている状態であったため、最新のものを掲示すること。
- ・ 協力医療機関について、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項として掲示すること。
- ・ 協力歯科医療機関について、利用申請者のサービス選択に資すると認められる重要事項として掲示すること。【入所系のみ】

25

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

② 指摘事例

変更の届出等

- ・ 部屋の使用用途について、届出されている平面図と異なることが確認された。
- ・ 運営規程について、変更届が提出されていないことが確認された。

26

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

② 指摘事例

運営規程

- ・ 運営規程における下記の不備を改めること
(例：居宅介護) <<サービスごとに記載すべき内容は異なります>>
 - 1 事業の目的及び運営の方針
 - 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 3 営業日及び営業時間
 - 4 提供するサービスの内容及び利用者から受領する費用の種類・額
 - 5 通常の事業の実施地域
 - 6 緊急時等における対応方法
 - 7 主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - 8 虐待防止のための措置に関する事項
 - 9 その他運営に関する重要事項

27

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

② 指摘事例

運営規程

虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 虐待の防止に関する担当者の選定
- 2 成年後見人制度の利用支援【者のみ】
- 3 苦情解決体制の整備
- 4 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- 5 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等に関すること

28

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

② 指摘事例

記録の整備

- ・ サービス提供の記録
- ・ 身体拘束等適正化に係る記録
- ・ 衛生管理等に係る記録
- ・ 内部研修に係る記録
- ・ 個別支援計画作成に係る記録 等

29

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果

② 指摘事例

その他

- ・ 地域との連携（地域連携推進会議）
- ・ 情報の提供等
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 前回口頭指摘事項の改善状況
- ・ 福祉保健医療関連の総合情報提供サイト（WAMNET）の掲載情報

30

1 指導監査の実施方針

2 指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果 （令和6年度実績）

3 管内指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果 （令和7年度実績）

4 終わりに

31

4 終わりに

① 運営指導実施時にお願いしたい事項

- ・ 運営指導実施日に都合が合わない場合には早めにご連絡をいただきますようお願いします。
- ・ 当日は限られた時間の中で実施いたしますので、通知に記載されている事前提出資料の準備に御協力をお願いします。
- ・ 運営指導当日に確認する資料は、原則前年度から直近の実績に係る資料を確認しますので、事前にご準備いただきますようお願いいたします。
- ・ 運営指導当日には、処遇改善加算の職場環境要件についても確認をさせていただきたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

32

4 終わりに

② 皆様をお願いしたい事項

- ・ 運営指導は概ね3年に1回の実施をしておりますが、運営指導実施対象外となった事業所においても、岩手県公式ホームページに掲載されている自主点検表で各事業所での振り返りを行っていただきますようお願いいたします。

33